

## 一般社団法人和歌山県サッカー協会給与規程

### 第1条 (目的)

この規程は、就業規則（以下「規則」という）第27条により、事務局職員の給与について定めたものである。

### 第2条 (適用範囲)

この規程は、規則第3条により定義された職員に適用する。

### 第3条 (適用除外)

この規程は、臨時、パートタイマー及びアルバイトについては適用しない。

### 第4条 (給与の種類)

給与の種類は次の各号のとおりとする。

1. 基本給
2. 扶養手当
3. 通勤手当
4. 超過勤務手当
5. 賞与

### 第5条 (基本給)

基本給は月額とし、別に定める基本給表に従い支給する。

### 第6条 (扶養手当)

扶養手当は、扶養親族を有する職員に支給し、その支給額は下表に従う。

区 分	支給額 (月額)
① 配偶者	13,000 円
② 配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	1人につき6,000 円
③ その他の扶養親族	1人につき5,000 円

### 第7条 (通勤手当)

通勤手当は、職員が通勤に要する交通費の全額を支給し、その支給額は下表に従う。

区 分	支給額 (月額)	
① 交通機関等	6ヶ月定期等の価額による一括支給 ※算出には、最も経済的かつ合理的な通勤方法、通勤経路による額とする。	
② 自動車等の交通用具	通勤距離が片道4.5km以上	24,500 円
	通勤距離が片道3.5km以上 4.5km未満	20,900 円
	通勤距離が片道2.5km以上 3.5km未満	16,100 円
	通勤距離が片道1.5km以上 2.5km未満	11,300 円
	通勤距離が片道1.0km以上	

(一社)和歌山県サッカー協会

	1.5km未満	6,500円
	通勤距離が片道2km以上 1.0km未満	4,100円
	通勤距離が片道2km未満	2,000円
③ 交通機関等+自動車等の交通用具		① + ②
④ 特急等(高速自動車道含む)		①から③のいずれかの通勤手当の月額+1ヶ月当たりの合理的な運賃等の額 ※高速自動車国道等の特別料金にかかる手当はETC利用による通勤割引後の額とする。

第8条 (超過勤務手当)

超過勤務手当は、時間外勤務を命ぜられた職員に支給し、その支給額は下記の計算方法により算出する。ただし一月当たり20時間を上限とする。

該当月の基本給 ÷ 160 × 1.25 × 時間数 ※100円未満の端数切捨て

第9条 (賞与)

賞与は、毎年6月及び12月に在籍する職員に対し、それぞれ支給するものとし、その支給額は下表に従う。

(1) 勤務期間が通常である者

区 分	支給額
6月	該当月基本給の1.0月分とする。
12月	該当月基本給の2.0月分とする。

(2) 勤務期間別賞与支給率

区 分	支給率
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	80/100
3箇月以上5箇月未満	60/100
3箇月未満	30/100

附 則

- この規程は、令和6年1月13日より施行する。